

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第21号

令和4年7月10日執行の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和4年6月22日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 大 高 勝 利

区分	場所	日時
公職選挙法 第62条第 2項の規定 によるくじ	千葉県花見川区役所内 千葉県花見川区 選挙管理委員会事務局	令和4年7月7日 午後5時15分
公職選挙法 第62条第 4項の規定 によるくじ	千葉県花見川区役所内 千葉県花見川区 選挙管理委員会事務局	令和4年7月7日 午後5時20分
公職選挙法 第62条第 5項の規定 によるくじ	千葉県花見川区役所内 千葉県花見川区 選挙管理委員会事務局	事実発生の都度